

# 「スワップ取引保険」の創設

株式会社 日本貿易保険

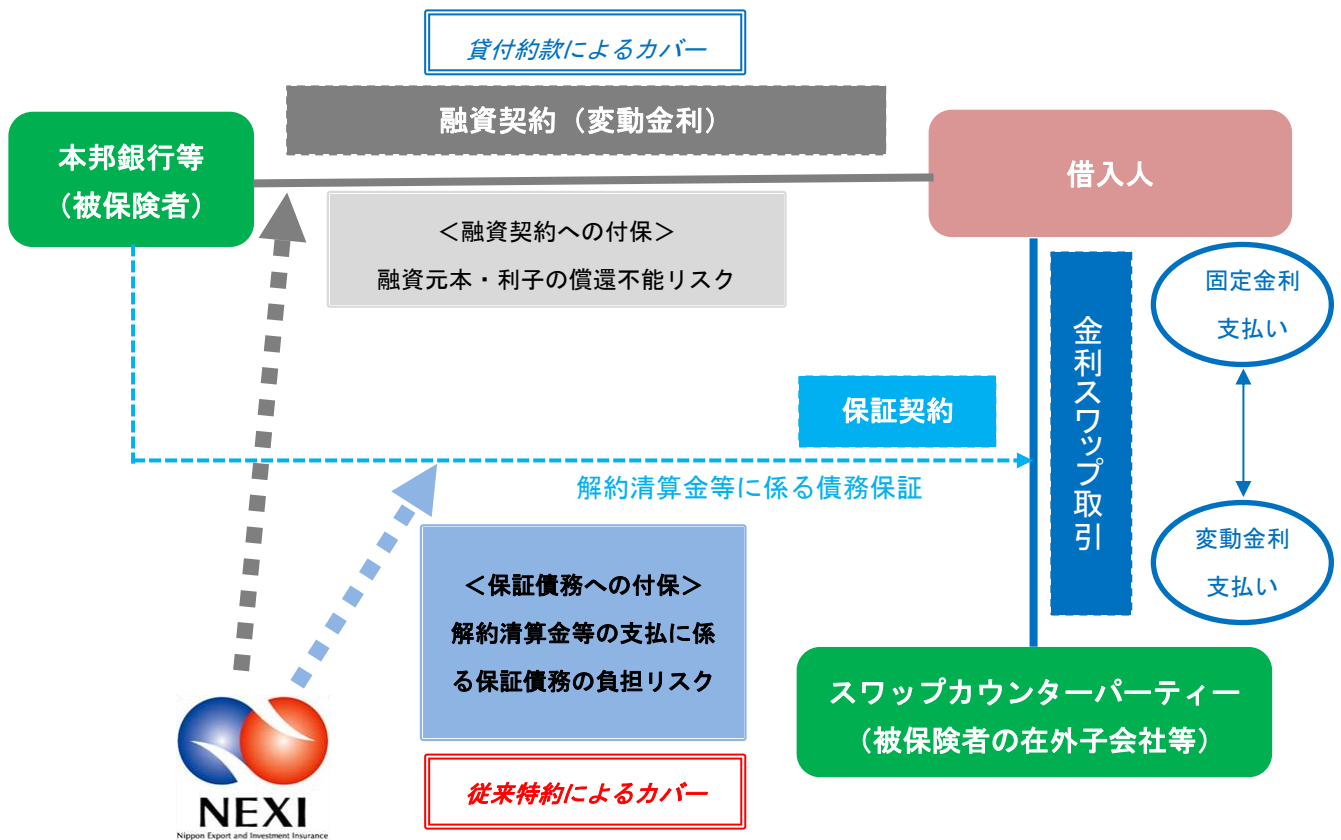
2024年3月6日

## 1. 創設経緯

金利スワップ取引における解約清算金等が支払われないことによって生じる損失について、これまではお客様が当該取引について保証債務を負担しており、当該損失について保証履行を行った場合に限り、金利スワップ特約（以下「従来特約」といいます。）を付帯することで、当該保証履行に係る損失として保険カバーをすることができていました。一方で2022年7月に実施された貿易保険法改正により、金利スワップ取引を直接的に保険の対象とすることが可能となりました。そのため、今般、「スワップ取引保険」を創設いたします。

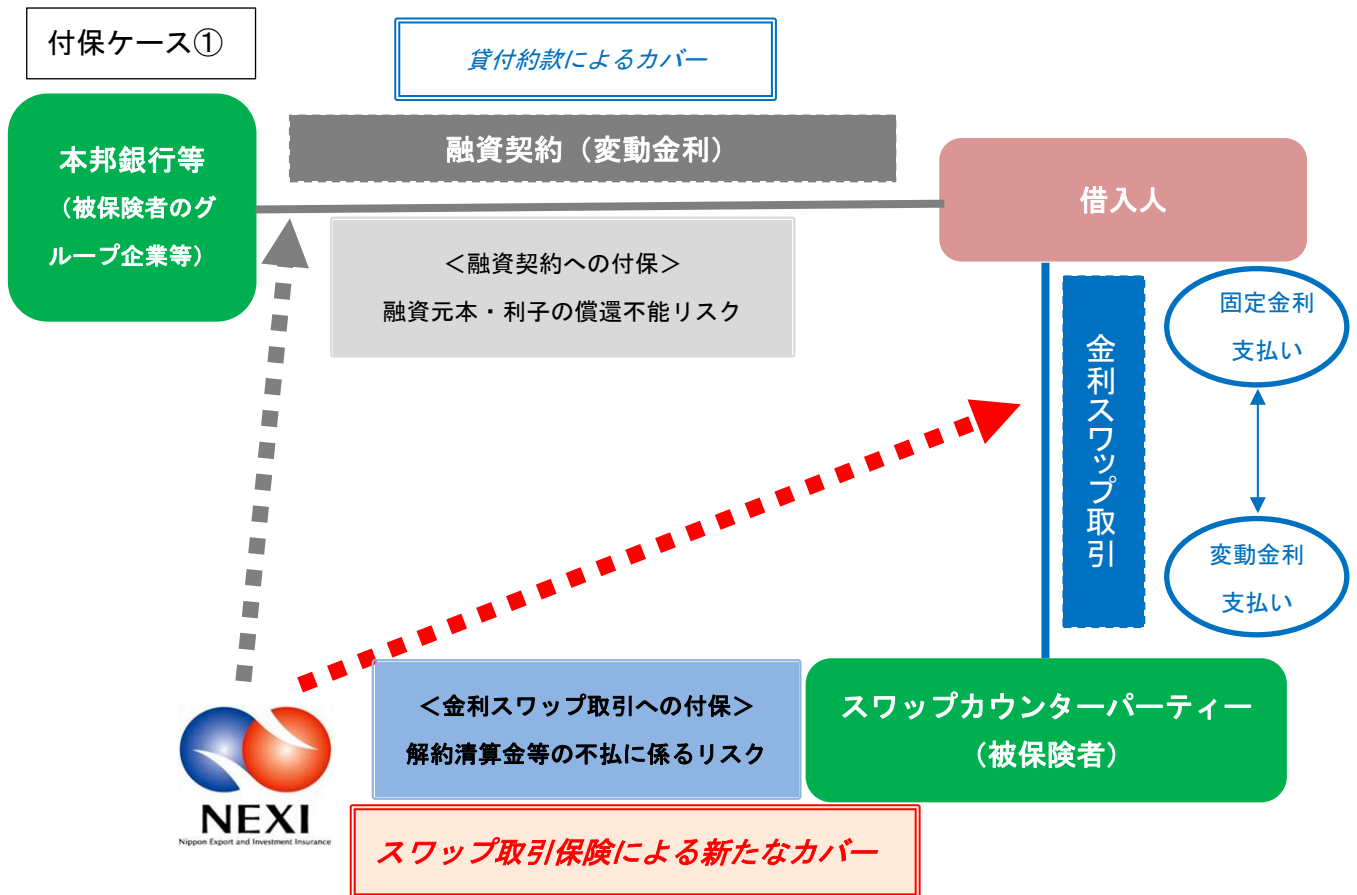
## 2. 従来特約における付保対象となるスキーム

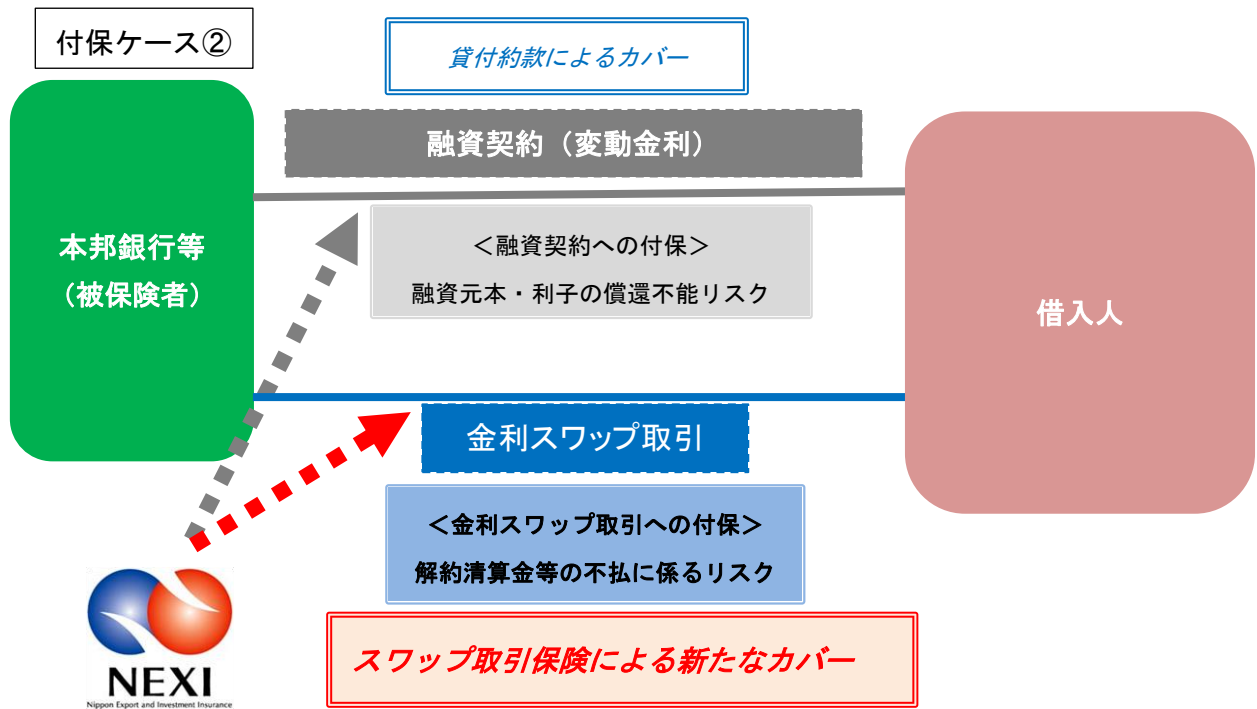
お客様におかれましては、金利スワップ取引に対する債務保証に保険を付保するという特異なスキームを採用していただく必要があり、従来特約をご利用いただくにあたっては一定のご利用ハードルがございました。



### 3. 「スワップ取引保険」における付保対象となるスキーム

貿易保険法改正を受けて、金利スワップ取引に対して保険付保を行うことが可能となり、従来特約と比較して、「付保ケース①」のように貸付人とスワップカウンターパーティーが別企業となるようなスキームや「付保ケース②」のように貸付人とスワップカウンターパーティーが同一企業になるようなスキーム等、より多様なケースに対応することができるようになります。





#### 4. 商品概要

##### (1) 適用保険種

スワップ取引保険

##### (2) てん補リスク

融資契約において借入人の償還不能が発生し、かつ金利スワップ取引（ISDA マスターアグリーメントに基づくもの。以下単に「スワップ取引」といいます。）においても解約清算金等の不払が発生した場合における損失をてん補します。

##### (3) 主なご利用要件

- スワップ取引の対象となる融資契約において、貿易代金貸付保険又は海外事業資金貸付保険が付保される必要があります。
- スワップ取引の対象となる融資契約に係る貸付人（貸付人が複数存在する場合は少なくとも一社）はスワップ取引保険における被保険者と同一の者又は被保険者とグループ企業関係にある者である必要があります。

##### (4) 保険価額

保険の対象となるスワップ取引において発生し得る最大損失予定額を保険価額とします（ただし、日本貿易保険が別途定める上限額を限度とします。）。

(5) 付保率

原則として以下のとおりとします。

- 融資契約において貿易代金貸付保険が付保される場合

非常危険	信用危険
100%	95% (※)

- 融資契約において海外事業資金貸付保険が付保される場合

非常危険	信用危険
100%	90% (※)

※ 資源エネルギー総合保険特約又は環境イノベーション保険特約が付帯される場合は97.5%となります。

(6) 保険責任期間

- ① 保険責任の開始日  
スワップ取引の成立日とします。
- ② 保険責任の終了日  
解約清算金の支払期日（スワップ取引が解約されない場合は最終の金利交換日）とします。

(7) 保険料

- ① 適用料率  
貿易代金貸付保険及び海外事業資金貸付保険の料率が準用されます。
- ② 信用格付（案件格付／債務者格付）  
信用格付は、同一プロジェクトに係る融資契約への付保にあたり適用される信用格付と同一とします。
- ③ 保険料計算期間  
スワップ取引の成立日から、最終の金利交換日までの期間とします。

5. 従来特約（金利スワップ特約）の取り扱い

本保険種の創設に伴い、新規お引き受けは原則停止とさせていただきます。

以上